

「採用前教職インターンシップ」実施要項

令和6年10月
山口県教育委員会

1 趣旨

新規学卒採用予定者が、教職への適応力を高めるとともに、教員に求められる実践的な指導力を培うことができるようにするため、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が各市町教育委員会、大学等と連携し、県内の公立学校において教育実践を積むことができる機会を設ける。

2 対象者

令和7年度山口県公立学校教員採用候補者名簿掲載予定者の（1）、（2）のうち、令和7年3月に大学又は短期大学を卒業予定の者及び大学院を修了予定の者。追加合格者については、山口県教師力向上プログラムの修了者のみ。

- （1）小学校教諭、養護教諭採用候補者
- （2）中学校教諭採用候補者のうち山口県教師力向上プログラムの修了者

3 実施校の指定

県教育委員会は、市町教育委員会と協議し、インターンシップを希望する新規学卒採用予定者（以下「希望学生」という。）のインターンシップ期間中の住所に基づき、県内の公立学校の中から教育実践を積むことができる学校（以下「実施校」という。）を指定する。

4 実施時期及び形態

インターンシップの実施時期は、原則として令和6年11月上旬から令和7年2月末までの間とし、日数は5日以上とする。実施形態は、長期型と短期連続型の2通りを設け、希望学生と実施校が調整して決定する。

- （1）長期型
大学等での授業のない曜日に継続的に実施校を訪問し、教育実践を行う。
- （2）短期連続型（長期型での参加が困難な者を対象に実施する。）
一定の期間に集中して実施校を訪問し、教育実践を行う。

5 実施計画の作成

希望学生は、実施校と調整して受入期間や日時を記した実施計画書を作成し、実施校及び県教育委員会等に提出する。

6 教育実践の内容等

- （1）教育実践の内容
学習活動、学校行事及びその他学校教育活動の補助的内容とし、実施校が学校ごとに定めるものとする。
- （2）県教育委員会及び市町教育委員会の支援
県教育委員会及び市町教育委員会は、実施校における教育実践の充実に向けた支援を行う。

7 申込手続

- （1）申込方法
希望学生は、下記URLまたは二次元コードから、フォームにアクセスし、申し込む。
【申込フォームURL】 <https://forms.office.com/r/Es2iiQaXYa> 【申込フォームQRコード】

- （2）申込期間
令和6年10月3日（木）から令和6年10月11日（金）まで。



8 インターンシップ終了後の報告

県内希望学生は、インターンシップ終了後1週間以内に業務日報(様式1)及び研修報告書(様式2)を大学窓口、県教育委員会及び実施校に提出する。

県外希望学生は、インターンシップ終了後1週間以内に業務日報(様式1)及び研修報告書(様式2)を県教育委員会及び実施校に提出する。

9 事故補償

希望学生は、実施校での活動及び移動中の事故、実施校の児童生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした学生教育研究災害傷害保険に加え学研災付帯賠償責任保険等に参加するものとし、インターンシップ開始日までに加入申込書等の写しを実施校及び県教育委員会に提出する。

10 経費等

インターンシップへの参加料は徴収しないものとする。ただし、保険加入料、交通費、昼食代等は、自己負担とする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施について必要な事項は、別に定める。

問い合わせ先
書類の提出先

山口県教育庁教職員課人事企画班

〒753-8501 山口県滝町1番1号

e-mail : a50200@pref.yamaguchi.lg.jp tel : 083-933-4550 fax : 083-933-4559

※計画書、業務日報等の提出方法は郵送又は持参